

次期八戸市総合計画の策定について

1. 策定にあたって

八戸市は、昭和46(1971)年度に市政運営の指針となる総合計画を定めて以降、時代の変化に対応するため、数次にわたり計画を策定し着実に推進することによって、まちの基礎を築き上げてきた。

近年では、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災からの迅速な復旧と創造的復興、平成29(2017)年1月の中核市への移行による市民サービスの向上のほか、同年3月に近隣町村と形成した連携中枢都市圏など広域的な連携にも取り組み、北東北の中核都市として市勢を発展させてきたところである。

現在八戸市では、令和4年度から8年度までの5年間を第7次八戸市総合計画の計画期間とし、同計画を市の将来ビジョンを示すマスタープランとして、各種施策に取り組んでいるところである。

しかし、近年の地方を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、グローバル化の進展、DXやGXの推進に加え、人手不足など、喫緊の課題から中長期的な対応が必要な課題まで多岐にわたって山積しており、当市においてもこれらの課題への適時適切な対応が求められている。

このような局面にこそ、豊かな未来を想像し、その実現を固く信じるとともに、協働のまちづくりの理念の下、時代の潮流に合わせた迅速かつ柔軟なまちづくりを推進し、市民福祉の向上を図っていく必要がある。

よって、これまで同様、激しい時代の変化の中においても将来に希望を持ち、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現するための市の将来ビジョンを示すマスタープランとして、令和9(2027)年度を初年度とする新たな八戸市総合計画を策定する。

2. 策定の考え方

総合計画は一般的に、基本構想(理念)、基本計画(施策の方向性等)、実施計画(施策の方向性に沿った取組)の3つの要素で構成されている。

次期八戸市総合計画においても基本構想部分、基本計画部分を策定していくとともに、当市では、社会情勢等の変化に対し、総合計画を機動的に補完する実施計画相当の戦略として、現在「未来共創推進戦略」を毎年度策定しており、次期八戸市総合計画においても同様とする。

また、第6次及び第7次八戸市総合計画では、基本構想と基本計画を一体的な構造とし、計画期間を5年間で策定していたが、次期八戸市総合計画では、目指すべき市の将来ビジョンをしっかりと見定めながら、時代の変化等に的確に対応するため、その構造と期間等については、市の附属機関である「八戸市総合計画策定委員会」で議論し、決定するものとする。

3. 策定体制

- ① 計画案の策定主体は、各分野の有識者や公募で構成する「八戸市総合計画策定委員会」が市と協働しながら計画案を作成する。
- ② 市は策定委員会の求めに応じて必要な資料等を提供するとともに、協働のための体制を整える。
- ③ 計画案の策定状況については、市のホームページや広報などにより、広く市民に周知を図るとともに、市民の声を反映させるため、市民意識調査、市民ワークショップ、各種団体との意見交換、市議会からの意見聴取、パブリックコメントなど、計画づくりへの積極的な市民参画を図る。

4. 策定スケジュール

- ① 策定期間を令和7年度から令和8年度の2年間とし、策定委員会は令和8年10月を目途に計画案をとりまとめ、市長に提出するものとする。
- ② 市は策定委員会による案を審議後、市議会に提案し、令和8年12月市議会による議決をもって完成とする。

<参考>

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第2条 市長は、総合計画(総合的かつ計画的な市政運営を図るための政策の方向性及びそれに基づき取り組むべき施策を定めた計画をいう。)の策定、変更又は廃止については、議会の議決を経なければならない。